

(2) 成年後見制度の利用の促進 ● ● ● ● ● ● ●

① 国の動向について

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成28年5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）が施行されました。

促進法において、国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

また、地方公共団体に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務が定められており、国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

【参考】

成年後見制度利用促進基本計画のポイント	
・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定 ・計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度) ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定 ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等	
(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善	
・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視 ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等 ・診断書の在り方の検討	
(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	
・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談 ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り ・「協議会」等(注2)によるチームの支援 ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性	
・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等) ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等) ・利用促進(マッチング)機能 ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等) ・不正防止効果	
(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和	
・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)	

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

出典：内閣府ホームページ（成年後見制度利用促進基本計画について）

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント	
各施策の進捗状況	今後の対応
1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 (1) 意思決定支援の在り方についての指針の策定等 ・障害福祉サービス等・認知症に係るガイドライン策定 (H29・H30) ・後見人等向けの意思決定支援ガイドラインの検討 (R1.5～) (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進 ・受任調整、後見人支援等の体制整備の推進 ・適切な後見人等の選任・交代の検討、基本的な考え方の共有 ・後見人等の報酬の検討 (3) 診断書の書式改定、本人情報シートの運用開始 (H31.4～) (4) 任意後見・補助・保佐の利用促進 ・パンフレット・インターネット等による制度周知 ・地域における広報・相談機能の整備	1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 (1) 意思決定支援の在り方についての指針の策定等 ・後見人等向け意思決定支援ガイドラインの策定 (R1年度中に基本的な考え方を整理) ・意思決定支援研修の全国的な実施 (R2年度～) (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進 ・KPIを踏まえた体制整備の更なる推進 ・家庭における適切な後見人等の選任・交代の運用の推進 ・後見人等の報酬の検討 (利用者の立場を代表する団体からのヒアリング等も踏まえる)、申立費用や報酬の助成制度の推進 (3) 本人情報シートの更なる周知、活用の推進 (4) 任意後見・補助・保佐の利用促進 ・国レベルで全国的な広報の実施、相談体制の整備等
2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり (1) 中核機関等の体制整備の推進 ・取組を進める上で参考となる各種手引きの作成 (H30・H31) ・研修、セミナー、ニュースレター等による市町村等への働きかけ (H30～) ・中核機関運営費等に係る普通交付税措置 (H30年度～) ・中核機関立上げへの補助等の予算措置 (R1年度～) ・基本計画に係るKPIの設定 (R1.5) (2) 市民後見人・法人後見等の担い手の育成・活用 ・市民後見人の育成のための研修費用に対する国庫補助 ・法人後見の立ち上げ支援等に対する国庫補助	2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり (1) KPI達成に向けた更なる取組の推進 ・国から自治体への働きかけ、先駆的事例の周知等 (地域の実情等を踏まえたきめ細やかな支援、中核機関等の将来像を見据えた機能充実が重要) ・都道府県が主導的役割を果たすよう働きかけ ・市町村計画の策定推進 (地域福祉計画に位置付け等) (2) 市民後見人・法人後見等の担い手の育成・活用 ・市民後見人の育成・活用に向けた自治体と家裁の連携、養成、マッチング、選任後支援の3段階の体制整備等 ・研修・セミナー等において法人後見の取組の周知・啓発等 ※その他、市区町村長申立の適切な実施、成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進等

2

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント	
各施策の進捗状況	今後の対応
3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 (1) 従来の後見制度支援信託に並立・代替する金融商品として、後見制度支援預貯金の仕組みの提示 (H30.3)、金融機関における導入の促進 (2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保 ・任意後見制度の利用状況に関する調査の実施 (R1) (3) 専門職団体における不正防止の取組 ・研修の実施、後見人等候補者名簿の整備等	3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 (1) 後見制度支援預貯金の更なる導入促進 ・定期的な定額送金サービスの導入が困難な金融機関や、保佐・補助制度の下でも利用可能な預貯金管理の仕組みの検討 (2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保 ・移行型任意後見契約における適切な後見監督人選任申立に関する検討等 (3) 専門職団体における不正防止の取組の推進 ・専門職後見人による不正防止を図るための取組の着実な実施
4 基本計画に盛り込まれているその他の施策 (1) 医療等に係る意思決定支援が困難な人への支援 ・「身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の策定 (R1.5) (2) 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し ・190の法律における欠格条項の撤廃等に関する法制上の措置 (～R1.12)	4 基本計画に盛り込まれているその他の施策 (1) 医療等に係る意思決定支援が困難な人への支援 ・研修等によるガイドラインの周知、医療現場等への浸透 (2) 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し ・必要に応じて、個別的審査の運用状況や、政省令等における欠格条項の見直し状況等について注視し、必要な対応等
5 その他 今後、運用面における改善の状況や関連他制度の運用状況を踏まえつつ、必要に応じて、成年後見制度の在り方についても検討	

3

出典：厚生労働省ホームページ（成年後見制度利用促進）

② 国の動向を踏まえた大阪市の方針

国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」において、市町村の役割とされている、中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等にかかる大阪市の方針を、本計画において定め、取り組みを進めていきます。

○ 大阪市の方針

- 大阪市では、権利擁護支援の取り組みとして既に「大阪市成年後見支援センター」を設置していることから、同センターを中核機関として位置づけたうえで、その機能強化を図り、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」の設置・運営や、本人を中心とする「チーム」を支援する、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築します。
- また、今後の権利擁護支援を必要とする人の増加に対応するため、市民後見人の養成・支援を強化します。

※ 詳細は、第4章「3-2 成年後見制度の利用促進」(P)を参照